

ブッシュ大統領とイラク戦争の正当性

—河野教授のコメントに答えて—

澤 喜司郎

(I)

筆者は、本誌の前々号においてボブ・ウッドワード著『ブッシュの戦争』（伏見威蕃訳、日本経済新聞社、2003年）の紹介をした¹⁾。この紹介に対して、本学部の河野眞治教授より「澤教授の紹介の方法と内容に一部疑問を感じた」として本誌前号においてコメントをいただいた²⁾。まずは、謝意を表したい。

新刊紹介文に対してコメントをいただいたのは初めての経験で、その対処に苦慮したが、テーマの重要性を鑑み、本稿において河野氏の疑問に答えることにしたい。また、氏のコメントの内容、その基盤となっていると思われる氏の事実認識等に大きな疑問を感じたため、筆者も幾つかの点について疑問を呈するとともにコメントもしておきたい。

(II)

河野氏から「私の誤解でなければ、澤氏はテロ以降のアメリカの行動を正当なものと考えられているようである。そうなら二つの点で疑問を呈しておきたい。第一はイラク攻撃の正当性をどこに求めるのか、という点である。米国の主張も、テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放など時々で焦点をかえているように思える。さらにどれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が

1) 『山口経済学雑誌』第51巻第5号、2003年7月。

2) 河野眞治「『ブッシュの戦争』の紹介へのコメント」、『山口経済学雑誌』第51巻第6号、2003年9月。

軍事的に打倒する根拠になるのか。これに関連するが第二に、大量破壊兵器の存在やいかにかという問題である。今の時点で（7月末）米英で問題となっているのは、大量破壊兵器が実際にあるかどうかというよりは（それはそれで問題である）、開戦前にそれぞれの政府にイラクが所有しているという確かな情報がなかったということが問題なのである」とコメントをいただいた³⁾。

まず、河野氏の「私の誤解でなければ、澤氏はテロ以降のアメリカの行動を正当なものと考えられているようである」とする点から答えておこう。しかし、ここで明確にしておかねばならないことは、氏がいう「テロ以降のアメリカの行動」という場合の行動の対象範囲である。というのは、氏の第一の疑問には「イラク攻撃の正当性を…」とあるが、「テロ以降のアメリカの行動」とはイラク攻撃（筆者は通常「イラク戦争」と表記しているが、混乱を避けるために本稿では氏のいう「イラク攻撃」と極力表記する）のみをいうのか、それともアフガニスタンでのテロとの戦い（氏はこれを「アフガニスタン侵攻」と呼んでおられるが、筆者は「アフガン戦争」と呼ぶことにする）を含むのか否かが不明だからである。

『ブッシュの戦争』がそうであったように、アフガン戦争とイラク攻撃を切り離して論じる識者はなく、当然、河野氏も「テロ以降のアメリカの行動」という場合には、この両者を指しておられるものと理解した上で、「澤氏はテロ以降のアメリカの行動を正当なものと考えられているようである」とする点に答えたい。氏は、アフガン戦争やイラク攻撃というテロ以降のアメリカ

3) 河野氏が「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」といわれる場合の「正当性」をどのような語意で使用されているかは不明だが、「正当性」とは一般に「道理（物事の、そうあるべきことわり。人の行うべき正しい筋道）にかなっていること・さま」であることから、外交等の国際問題に関連する本稿においては「正当性」を主として国際法等からみた「合法性」という語意で使用する。また、「正当性」ではなく「正統性」であるならば、「正統性」とは広義には「自己判断的な正義ではなく、国際社会からの認知と共感と支持」を意味するため、それを測る客観的な指標の一つとして行為が適法であるかどうかという基準がある（最上敏樹「衝撃の法的位相」、藤原帰一編『テロ後—世界はどう変わったか—』岩波新書、2003年、213頁）。

カの行動を正当なものとは考えておられないようだが、筆者は客観的な結果のみをもってしてもテロ以降のアメリカの行動を正当なものとする。氏の誤解ではなく、推察のとおりである⁴⁾。

誤解を与えないように、筆者の立場と見解をもう少し明確にするものの一つとして、また河野氏の疑問に答えるもの一つとして、『読売新聞』の社説「小泉首相の決断を支持する」(2003年3月19日朝刊)を以下に紹介しておく。

「ブッシュ大統領の最後通告について、小泉首相は『やむを得ない決断だ』としたうえで、『米国などが武力行使に踏み切った場合は支持する』と表明した。首相の明確な決断を支持したい。首相は『日米同盟の重要性をわきまえ国際協調を図る。日米関係の信頼性を損なうことは、国家利益に反する』と強調した。国益の観点から日米同盟優先を打ち出したのは当然である。日米同盟は、日本の安全保障はもとより、東アジアの平和と安全に大きく寄与している。とりわけ北朝鮮が核兵器や弾道ミサイルの開発、配備を強化しつつある状況を直視すれば、米国との同盟関係を揺るがす対応は取るべきではない。首相は『化学兵器や生物兵器がテロリストの手にわたった場合、何十万もの生命が脅かされることを考えると、他人ごとではない』とも語った。米同時テロでは、多くの日本人も犠牲になった。傍観は許されない。武力行

4) 日本人の多くが、河野氏のように「テロ以降のアメリカの行動」を正当なものとは考えていないことに対して、日高義樹氏は「日本国民や日本のマスコミがアメリカに対するテロに同情心を持っていないだけでなく、アメリカが第四次世界大戦と考えているテロ組織との戦いを全く理解していない…ワシントンの日本専門家は私にこういった。『日本の有力新聞だといわれる朝日新聞は、イラクのサダム・フセインに対するアメリカの戦いを不正義なものだと思っている。どう公平に考えてみてもサダム・フセインはヒトラーと同じ系列に属する邪悪な指導者で、人類社会に害を成すのは明らかだ。そのサダム・フセインに対する攻撃に反対する日本の新聞は、一体何を考えているのだろうか』。日本のイラク戦争に対する反対は、いわば判官びいき、弱いものびいきの一種だったろう。情報がないために日本の人々はサダム・フセインとイラクを弱者と見、世界最強のアメリカ軍がその中東の小国を攻めることに反発した」(日高義樹『アメリカは北朝鮮を核攻撃する—その衝撃のシナリオ—』徳間書店、2003年、118-9頁)と指摘している。

使をめぐる新たな国連決議については、査察の延長を主張するフランスが拒否権行使を明言して反対したことなどから、結局、まとまらなかった。首相は、イラクに武装解除を求めた昨年11月の《決議1441》や、湾岸戦争の際の《決議687》などがあることを指摘して、これらが武力行使の根拠になり得る、と説明した。問題の本質は、イラクの大量破壊兵器がテロリストの手に渡る危険性をどう排除するか、である。国連決議の問題も、そうした観点から比較考量すべきだ」と。

(Ⅲ)

次に、明確にしておかねばならないことは、河野氏がいう「テロ以降のアメリカの行動」という場合の9・11同時多発テロ（正しくはテロリズムと表記すべきではあるが、本稿ではテロという表記を使用することにする）に関する認識である。氏が9・11同時多発テロをどのように認識しておられるかは不明だが、筆者の基本的な認識を記しておこう。

一般に「《テロ》という概念に、国際的に合意された明確な定義がない」（坂本義和「テロと《文明》の政治学」、藤原帰一編『テロ後—世界はどう変わったか—』岩波新書、2003年、7頁）といわれている中では、9・11同時多発テロをどのように認識するかはテロをどのように意味づけるのかという問題となる。さらに端的な表現をもちいれば、テロは「戦争」なのか、それとも「犯罪」なのか、ということである。

ブッシュ大統領は、9・11同時多発テロの一報を受けたとき「彼らはアメリカに宣戦布告したのだ。そして、その瞬間、われわれは戦争を行うことになるだろうと、ここに決めた」（ボブ・ウッドワード、前掲訳書、22-3頁）といい、9・11同時多発テロが「アメリカに対する戦争」（対米宣戦布告）であると考えたブッシュ大統領は、9月14日に上下両院が大統領の武力行使を容認する決議をしたことから、9月20日の議会演説では「われわれの対応は、たんなる即座の報復や散発的な攻撃ではありません。国民のみなさんに、これがひとつの戦闘ではなく、長期の軍事作戦であり、これまで我々が経験

したどんな戦いとも異なったものであるという覚悟を持っていただきたい」(同上, 144頁) と述べている。

ブッシュ大統領のように、テロを「戦争」と意味づけるという考え方があ
る一方で、「世界中のテレビの解説者たちはブッシュの言葉に相槌をうち、
《テロ》と《戦争》とを同列に扱えるよう《21世紀型の戦争》とやらの解説
をし始める。だが間違えないようにしよう。たとえ甚大な被害があったとし
ても、起こったのはいわゆる《テロ》事件であり、《テロ》は特定の実行者
たちが行なう犯罪ではあっても、ある国家が《国民》を動員して遂行する
《戦争》ではない」(西谷修「これは《戦争》ではない」、藤原帰一編、前掲
書、33頁) と意味づけるという考え方もある⁵⁾。そして、そこではテロは戦
争(侵略)ではないため米国の軍事力行使は国連憲章第51条で認められてい
る侵略への対応にあらず、ゆえに国際法に違反しているという結論(ある
いは意見という方が適切かもしれない)が導かれている。

しかし、9・11同時多発テロは「国連憲章が予想しなかった、別の事態」
(坂本義和、前掲論文、9頁)であり、上述のブッシュ大統領の議会演説か
らブッシュ大統領にはテロが「新しい戦争」という認識があったと推察され
るが、国連憲章を緊急に改正できない現状の下で「米国は…国連憲章にいう
在来型の《個別的自衛権》で、また英国その他の NATO 諸国が旧来の《集
団的自衛権》でその行動を合法化し、正当化しようとした」(同上、9-11頁)
のであり、テロを「戦争」と意味づけるのであれば、それは当然のことであ

5) 西谷修氏は、本文中に引用したように「ある国家が《国民》を動員して遂行するもの
が戦争」であるとしているが、最上敏樹氏は戦争とは「宣戦によって始まる国家と国
家の間で交わされる武力行使」(最上敏樹、前掲論文、211頁)と定義し、藤原帰一氏
は「あるルールの下で戦われる限り、戦争は犯罪どころか国家主権の正当な行使」(藤
原帰一「アメリカの平和—中心と周辺—」、同編、前掲書、239頁)と定義している。
なお、藤原氏は「ブッシュ大統領が一方的な最後通告を行ったという手続ひとつを見
ても、国際的な授権のない戦争である」(同「帝国の戦争は終わらない」、寺島実郎・
小杉泰・藤原帰一編『イラク戦争—検証と展望—』岩波書店、2003年、99頁)として
いるが、氏の戦争の定義によれば、イラク戦争は「国家主権の正当な行為」となるは
ずである。

る。

さて、筆者が9・11同時多発テロをどのように認識しているか、つまりテロをどのように意味づけているのかと言え、筆者はテロ攻撃の対象が国家である限り、テロは「戦争」（より厳密には20世紀の「戦争」との対比において「新しい（態様の）戦争」）であると考えている。9・11同時多発テロは「戦争」なのか、それとも「犯罪」なのか、河野氏にもその見解を明らかにしていただきたいものである。おそらく氏は「犯罪」であると答えられるであろうが、その根拠を示す際には、リベラルとか進歩的と自称する識者が「アメリカ人はなぜ自分の国だけが狙われたのか、よく分かっていない。なぜアメリカが多くの人びとから憎悪の対象とされたのかをよく理解していない。…同時多発テロはアメリカが多くの人びとから憎まれていることを示したのである。それではなぜ憎まれているのかを考えなければならない」（猿谷要「アメリカよ美しく年をとれ」、同編『アメリカよ』弘文堂、平成15年、221頁）というような、問題のすり替えだけは勘弁願いたい。

(Ⅳ)

河野氏がいう第一の疑問点つまり「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」「米国の主張も、テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放など時々で焦点をかえているように思える。さらにどれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠になるのか」に答える前に、まず一般論として（テロが戦争なのか犯罪なのかにかかわらず）、氏のいう「独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠」を含む武力行使についてみておこう。

国連憲章は「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」（第2条第3項）と、国際紛争に対して平和的手段による解決を義務づけており、個別国家による武力行使を原則として禁止している。

しかし、国連憲章は第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為

に関する行動」で「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる」(第42条)と、「安保理の決議による軍事措置(武力行使)」を例外として許容し、また「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない」(第51条)と、「自衛権の行使」を同じく武力行使の例外として許容しているのである⁶⁾。

ただし、国連憲章が定める「自衛権の行使」は現に「武力攻撃が発生し」、安保理が「平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間」というように、緊急を要する場合に限定されている。

このように、安保理が認めた場合には河野氏がいう「他国」は独立国家の政府を軍事的に打倒することができ、また武力攻撃が発生した場合には安保理が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、武力攻撃を受けた国は個別的又は集団的自衛の固有の権利の行使として、武力攻撃を行った国の政府を軍事的に打倒することもできる。つまり、国連憲章や安保理決議は「独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠」となるとともに、そ

6) 国連憲章第41条は「安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、かつ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」と、制裁措置としての経済関係の中断や外交の断絶を規定している。

の正当性を規定しているのである。もし、氏が如何なる状況においても「独立国家の政府を…軍事的に打倒する」ことは国連憲章や安保理決議をもってしても認められるものではないとお考えならば、言い換えれば、氏が国連の存在や国連憲章等を一切容認しておられないのであれば、このような説明は何らの意味を持つものではない。

(V)

国連の存在や国連憲章等を前提として論を進めれば、次に明らかにしなければならないことはアフガン戦争（9・11同時多発テロを「新しい（態様の）戦争」と意味づけるため、アフガン戦争は「アフガン反テロ戦争」と呼ぶべきかもしれないが、本稿ではアフガン戦争と呼ぶことにする）の正当性である。

周知のように、安保理は同時多発テロの翌日つまり9月12日に「米国におけるテロ攻撃に対する非難決議」（安保理決議1368号）を採択した。その決議の内容は「安全保障理事会は国連憲章の原則、目的を再認識し、テロリストの行為がもたらした国際平和、安全保障への脅威に対して断固として戦う決意である。憲章にのっとり個別的又は集団的自衛権を認める。テロ攻撃の犯人、組織者、支援者らを裁きの場に連行するようすべての国の緊急協力を求める。犯人、組織構成員、支援者らへの援助や隠匿については、その責任が問われることを強調する。国際社会にテロ行為の防止、取り締まりの努力強化を求める。その中には関連する諸国際協定や安全保障理事会決議、特に1999年10月19日の決議1269号（在アフリカ米大使館テロ事件に関してウマサ・ビンラディン氏の即時引き渡しを要求）の全面順守を含む。9月11日のテロ攻撃に対し、すべての形態のテロと戦うため、必要な全手段をとる用意があることを表明する」というものであり⁷⁾、この決議で認められた自衛権を根拠に米国は10月7日にアフガンへの空爆を開始したのである。

しかし、「安保理決議1368号は国連加盟国が自衛の権利を有することを再確認したものに過ぎず、武力行使を容認したものでも許可したものでも、軍

事措置を加盟国に要請したものでない」ばかりか、アフガン侵攻は①タリバン関与の明白な証拠がない、②安保理での武力行使の「承認」がない軍事行動である、③「友好関係宣言」(1970年10月24日国連総会決議2625付属書)で禁じている「武力行使を伴う復讐行為」(報復戦争)であり、国際法上認められない違法な武力行使であるという非難もあった(坂本義和, 前掲論文, 9頁参照)。この非難に対して、米国は「アフガン戦争は国連で承認されている個別的自衛権の発動であり、安保理決議1368号で合法的に承認された武力行使である。また、ウマサ・ビンラディンとタリバンの関与には明白な証拠があり(9月13日にパウエル国務長官は9・11同時多発テロへのビンラディンの関与を示唆)、アフガン戦争はイスラム諸国を含めた国際社会の承認と協力支援を受けた軍事措置であって、禁止されている「復讐行為」ではないと反論したのである。

このアフガン戦争をめぐる違法・合法論議は、米英軍がアフガンへの空爆を開始した翌日の10月8日にアナン事務総長が「安保理はテロ行為という国際の平和と安全への脅威に対し、あらゆる手段で戦うことを決めた。同時に、加盟国が個別的・集団的自衛権を持つことを確認した」「両国は国連憲章が認める自衛権を確認した9月12日の安保理決議(テロ非難決議)を受けて軍事行動をとった」「あらためて安全保障理事会の承認は必要ではない」という見解を表明したことにより終止符が打たれたのである(同上, 10頁)。そして、10月7日の空爆から1月半の間にタリバン政権は崩壊し、アルカイダの組織も大半が撃滅されたのである。

そして、テロは「戦争」であると意味づける筆者は、安保理決議1368号や

7) 対タリバン経済制裁等に関する安保理決議には、1267号「対タリバン経済制裁等に関する決議」(1999年10月15日)、1333号「対タリバン制裁強化に関する決議」(2000年12月19日)がある。前者は、1998年のケニアとタンザニアでの米大使館爆弾テロの首謀者とされるウマサ・ビンラディン氏の引き渡しを求め、タリバン資産の凍結など経済制裁措置を科したもので、後者はタリバンが決議1267号を順守していないとしてタリバンへの武器禁輸やタリバン幹部の渡航制限、ビンラディン氏と関係者の資産凍結を求めたものである。

アナン事務総長の見解表明によりアフガン戦争には正当性（合法性）があると考えているが、河野氏が国連の存在や国連憲章等を容認せず、テロは「戦争」ではなく「犯罪」であると意味づけておられるのであれば、アフガン戦争には正当性はないと主張されるだろう。

もし、河野氏が国連の存在や国連憲章等を容認しておられるにもかかわらず、アフガン戦争には正当性がないとお考えならば、その根拠は何であろうか。安保理に「もし米国が軍事行動の承認を求めたら、ロシアや中国も賛成票を投じて可決され、合法性を強化する見込みがあった」（同上）にもかかわらず、米国がその手続きを踏まなかったことを問題とされているのであろうか。

(VI)

河野氏がいう第一の疑問点つまり「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」「米国の主張も、テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放など時々で焦点をかえているように思える。さらにどれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠になるのか」に答えよう。

イラク攻撃の正当性を考える上での河野氏と筆者の決定的な違いは、氏は安保理決議には一切触れておられないことから、イラク攻撃の正当性を「テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放」という個別的事項に求めておられるようだが、筆者は先にアフガン戦争の正当性を検討した場合のように、国連安保理決議を中心に正当性（合法性）を検討しようとする立場にあることである。それは、先に紹介した『読売新聞』の社説「小泉首相の決断を支持する」において「武力行使をめぐる新たな国連決議については、査察の延長を主張するフランスが拒否権行使を明言して反対したことなどから、結局、まとまらなかった。首相は、イラクに武装解除を求めた昨年11月の《決議1441》や、湾岸戦争の際の《決議687》などがあることを指摘して、これらが武力行使の根拠

になり得る、と説明した」日本政府と同じである。

つまり、安保理決議687号（1991年4月3日）は「イラクはいかなる大量破壊兵器も使用、開発、入手しない。大量破壊兵器、射程150km超の弾道ミサイルなどを破壊するなどの諸条項をイラクが受諾した場合、正式に停戦の効力が発生する」というもので、これは湾岸戦争の停戦に際して大量破壊兵器を検証可能な形で撤去することをイラクに義務づけたものである。他方、安保理決議1441号（2002年11月8日）は「イラクは、決議687（1991年）を含む関連決議に基づく義務の重大な違反をしてきたし、していると判定する。この決議によってイラクに関連安保理決議の下での軍備解体義務を実行させる最後の機会とすることを決定する。軍備解体義務の履行を開始するために、年2回求められる申告の提出に加えて、イラク政府が国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）、国際原子力機関（IAEA）と安全保障理事会に対し、本決議の日付から30日以内に、化学・生物・核兵器、弾道ミサイル、および、無人航空機や機上で使用するための散布システムなどその他の運搬システムの開発計画のすべての面について、こうした兵器、構成部品、付属品の保有および正確な位置、化学薬品および関連物資と装置の在庫、その研究、開発、製造施設の場所と活動内容、ならびに、イラクが兵器生産ないし兵器用物資に関連した目的は持っていないと主張する化学・生物・核計画を含めて、現時点で正確かつ全面的で、完全な申告を提出することを決定する。本決議の実施に伴ってイラクが提出した申告における虚偽や脱落及びイラクによるいかなる時点での本決議の順守不履行や、本決議の全面実施への非協力は、イラクの義務に対するさらなる重大な違反を構成するものであり、義務違反が続けば同国は重大な結果に直面するであろうと、再三警告してきたことを想起する」というものである⁸⁾。

そして、安保理決議687号と1441号がイラク攻撃を正当化（合法化）するという解釈（説明）は、決議1441号はイラクが決議687号を守っていないことを明確にし、イラクが決議687号を守って初めて停戦が成立するのであり、イラクが決議687号に違反しているのであれば停戦は成り立たず、決議678号

に戻って武力行使が可能であるというものである⁹⁾。これは、1998年に米英軍がイラクを空爆した際にも米英軍が決議678号と687号を根拠にしたのと同じである。なお、安保理決議678号（1990年11月29日）は「1991年1月15日までにイラクがクウェート侵攻を非難・即時撤退を求める安全保障理事会決議660号と関連するすべての決議を完全に実施しない限り、クウェートに協

-
- 8) 安保理決議687号（1991年4月3日）から1441号（2002年11月8日）に至るまで、13の安保理決議が採択されている。それは、688号「国民の弾圧を直ちにやめる」（1991年4月5日）、707号「大量破壊兵器とミサイル計画の完全な情報開示」（1991年8月15日）、715号「国際連合とIAEA査察官への全面的協力」（1994年10月11日）、949号「近隣諸国や国際連合に脅威を与える軍事力使用禁止」（1994年10月15日）、1051号「軍民両用製品の輸送を国際連合・IAEAに報告」（1996年3月27日）、1060号「国連査察官への全面的協力」（1996年6月12日）、1115号「イラク政府当局者に対する国連査察官の面接」（1997年6月21日）、1134号「国連査察官への全面的協力、面接の履行」（1997年10月23日）、1137号「国連査察官の安全確保」（1997年11月12日）、1154号「国際連合・IAEA査察官の無条件立入許可」（1998年3月2日）、1194号「国際連合・IAEA査察官の無条件立入許可」（1998年9月9日）、1205号「国際連合・IAEA査察官の無条件立入許可」（1998年11月5日）、1284号「UNMOVICの政府当局・施設へのアクセス許可」（1999年12月17日）である。

なお、これらの安保理決議が採択されるに至った経緯について、志方俊之氏は「サダム・フセイン大統領は…イラン・イラク戦争後、石油生産を巡って意見を異にしたクウェートを武力で併合（1990年8月2日）する拳に出た。国連安保理は、同年11月、対イラク武力行使を容認した安保理決議第678号を採択し、イラクの国際ルールに違反した侵略行為を糾すために、米軍を中核とする多国籍軍を編成して行ったのが、湾岸戦争である。湾岸戦争は、1991年1月17日に多国籍軍による空爆によって開始され、2月24日から地上戦に突入し、僅か4日間でクウェートを解放した。…4月3日にはイラクに大量破壊兵器の廃棄を義務付ける安保理決議第687号が採択され、6月から大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）と国際原子力機関（IAEA）による査察が始まったが、イラクは極めて非協力的で、1998年10月31日、UNSCOMへの協力停止を宣言、査察団を追放してしまった。その後、1999年12月17日、国連は前述のUNSCOMに代わる査察団《国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）》の設置を定めた安保理決議第1284号を採択したが、査察は実際には行われなかった。そうしている間に、同時多発テロ（2001年9月11日）が起こった」。そして「一向に進捗しない査察に業を煮やした米英両国は、2002年10月、査察を強制的に行いイラク側に重大な過失があれば武力の行使も辞さないことを含んだ安保理決議第1441号を提案し、11月8日にほぼ全会一致…で採択され、イラクは無条件にこれを受諾した」（志方俊之『「フセイン殲滅」後の戦争』小学館、2003年、74-5、104頁）としている。

力する国に対し、同地域の国際平和と安全回復のため、あらゆる必要な手段を取る権限を与える」というもので、これは米英など多国籍軍による対イラク武力行使を容認したものである。

もし、河野氏が安保理決議687号や1441号はイラク攻撃を正当化（合法化）するものではないとお考えならば、それをどのように解釈しておられるのであろうか。日本のある民主党議員が「埃を被った決議を引っ張り出して攻撃を認めるのか」と日本政府を批判したように、安保理決議には時効があるとしてもお考えなのか¹⁰⁾。

9) この解釈（説明）に関して、最上敏樹氏は「3月17日の、ブッシュ大統領による《最後通告》演説に掲げられた武力行使の法的根拠は、1990年の安保理決議678（イラクのクウェートからの撤退を命じ多国籍軍に武力行使を授権）、91年の決議687（イラクへの大量破壊兵器査察を決定）、2002年の決議1441（同）の三本が並べられているだけで、その三決議がどのように《接着》されて武力行使を許可することになるのかの説明はない。いまだ理を尽くさぬ戦争なのだ」（最上敏樹「造反無理—この、理を尽くさぬ戦争について—」、寺島実郎・小杉泰・藤原帰一編、前掲書、148頁）としているが、それは最上氏が安保理決議1441号の内容を687号と同じであると勘違いしているためであろう。

また、安保理決議687号と1441号の解釈によるイラク攻撃の正当化（合法化）とは別に、国連憲章によってイラク攻撃が正当化（合法化）されているとするものもある。たとえば、志方俊之氏は国連の目的は「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的な紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」（国連憲章第1条第1項）と、「これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること」（同第4項）であり、国連は「要するに平和のために各国の考えや行動を《調和》させるだけであって、《強制》はできない」とし、また「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基く強制措置の適用を妨げるものではない」（第2条第7項）とされ、「米英両国の力の行使が国連安保理の決議に基づくものであれば、それが良いに決まっているのだが、同時多発テロの被害を受けた米国が、自国の安全のため…《有志連合》を組んで力行使することは妨げないのである」（志方俊之、前掲書、119、122頁）としている。

(VII)

河野氏は、イラク攻撃の正当性を大量破壊兵器の存在などの個別的事項に求めようとされるために、氏の第二の疑問があるのだろう。つまり、氏は「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」「米国の主張も、テロ組織の支援、とくに9/11テロとの関係、大量破壊兵器の存在、独裁者からのイラク国民の解放など時々で焦点をかえているように思える。さらにどれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠になるのか」とした上で、「これに関連するが第二に、大量破壊兵器の存在やいかにかという問題である。今の時点で（7月末）米英で問題となっているのは、大量破壊兵器が実際にあるかどうかというよりは（それはそれで問題である）、開戦前にそれぞれの政府にイラクが所有しているという確かな情報がなかったということが問題なのである」と疑問とコメントを記されている。

おそらく河野氏は、筆者も氏と同じようにイラク攻撃の正当性を大量破壊兵器の存在などの個別的事項に求めていると思われたため、このような第二の疑問を呈されたのであろう。しかし、上述のように、筆者はこのような個別的事項にイラク攻撃の正当性を求めているのではない。もし、筆者が記してきたように、河野氏がイラク攻撃の正当性を大量破壊兵器の存在などの個別的事項に求められておられるのであれば、氏の疑問とコメントに疑問を感じるため、ここにそれを記しておきたい。

第1は、「大量破壊兵器が実際にあるかどうかというよりは（それはそれで問題である）、開戦前にそれぞれの政府にイラクが（大量破壊兵器を…筆者加筆）所有しているという確かな情報がなかったということが問題なのである」というコメントに関連し、河野氏はそのような情報がなかったことをなぜ問題としておられるのか、「開戦前にそれぞれの政府にイラクが大量破

10) 安保理決議に時効があるとすれば、朝鮮半島に展開する国連軍の存在を説明できなくなる。つまり、1950年7月7日に安保理決議84号を根拠に国連軍（16カ国が参加）が朝鮮戦争に参戦し、1953年7月27日の停戦協定によって米軍以外はすべて撤収したが、現在でも韓国の米軍基地には国連旗が翻っている（志方俊之、前掲書、115頁）。

壊兵器を所有しているという確かな情報があった」ならば、イラク攻撃が正当化されるとでもお考えなのであろうか。筆者は、そのような「確かな情報がある」つまり「イラクが大量破壊兵器を所有している」のであれば、イラクが安保理決議687号を守っていないことを安保理決議1441号が一層明確にただけで、この度のイラク戦争については「イラクが大量破壊兵器を所有している」ことが直接にイラク攻撃の根拠になるとは考えていない。

第2は、「大量破壊兵器の存在やいかにか」という問題」「大量破壊兵器が実際にあるかどうか」というコメントに関連し、河野氏は「大量破壊兵器が実際にあるかどうか」ということをなぜ問題としておられるのか、また開戦後に「大量破壊兵器が発見された」ならば、結果的にイラク攻撃が正当化されるとでもお考えなのであろうか。筆者は、安保理決議687号や1441号によってイラク攻撃そのものが正当化（合法化）されていると考えるために、開戦後に「大量破壊兵器が発見された」としても、それによってイラク攻撃が結果的に正当化されるとは考えていない¹¹⁾。

しかし、上述のように、河野氏が筆者も氏と同じようにイラク攻撃の正当性を大量破壊兵器の存在などの個別的事項に求めていると思われ、第二の疑問を呈されたのであろうが、氏自身は大量破壊兵器の存在など「どれを根拠にするにしても、それは独立国家の政府を他国が軍事的に打倒する根拠になるのか」と述べておられるように、如何なる状況においても「独立国家の政府を…軍事的に打倒する」ことは如何なる安保理決議をもってしても認められるものではないとお考えならば、筆者が上に記した疑問は愚問である。

11) 河野氏のこの疑問に関連して、日高義樹氏は「日本がそうした攻撃（テロ攻撃・筆者加筆）の対象になっていないことや、情報が少ないことなどから、日本の学者やジャーナリストは依然として、新しい国家テロがいかなるものか理解できないでいる。…日本ではイラクで毒ガスや生物兵器が見つからなかったため、ブッシュ政権の戦争の正義が存在していないという見方をする人がいる。だが、ブッシュ大統領だけでなく、アメリカ国民は、サダム・フセインが大規模なテロを支援していたことが諸悪の根源であり、ブッシュ大統領はそのサダム・フセインを排除することによってアメリカを安全にしたと考えている」（日高義樹、前掲書、108-9頁）としている。

(Ⅷ)

このように論を進めれば、筆者は国連至上主義者、安保理決議至上主義者であるかのような誤解を与えるかもしれないが、筆者は国連至上主義者でも安保理決議至上主義者でもない。しかし、このように論を進めたのは、河野氏がいう「イラク攻撃の正当性」を偏向した主観によって判断するのを避け、国連憲章や安保理決議という一つの共通的で客観的な土台の上で「正当性」を「合法性」という語意において議論するためである。

そして、筆者が国連至上主義者でも安保理決議至上主義者でもないのは、「日本では依然としてアメリカのイラクに対する戦争は国連に対する造反で、間違っただことだと考えている人が多いようだ。だがもともと国連にはそのような力も権限もない。よく言われることだが、国際社会においては国家を超える権力は存在しない」（日高義樹『アメリカは北朝鮮を核攻撃する—その衝撃のシナリオ—』徳間書店、2003年、205頁）と考えていることと、国連そのものに機能的限界があるからである。事実、イラク攻撃についても新たな安保理決議があれば、それに越したことはなく、そのため米英スペインが2003年2月24日に安保理に武力行使を容認する新決議案を提出したが、3月5日に仏独口の3国外相が新決議案に反対の共同宣言を公表したため、3月17日に米英スペインは新決議案を取り下げ、仏口の「常任理事国が（新決議案に…筆者加筆）拒否権を発動して応酬することを避けることによって、国連安保理が瓦解するのを避けたからまだよかったが、国連での議論は、米国と英国の意思の前に、何一つなす術がなかった」ことによって、「国連安保理の限界がはっきりした」（志方俊之『「フセイン殲滅」後の戦争』小学館、2003年、119、122頁）のである。

また、国連憲章は「安全保障理事会がこの憲章によって与えられた任務をいずれかの紛争又は事態について遂行している間は、総会は、安全保障理事会が要請しない限り、この紛争又は事態について、いかなる勧告もしてはならない」（第12条第1項）と定めているように、国連では安保理が大きな権限をもち、「国連総会はほとんど権限を持たない、言葉を交わすだけの場」

にすぎないといわれ、とくに冷戦時代には安保理常任理事国の「拒否権の応酬で、徒に愚論を戦わせるだけで、何一つ決められなくなってしまった」ばかりか、安保理で実際に正規の国連軍が編成されたのは朝鮮戦争のときだけで、その後には二度と国連軍が編成されることはなく、「互いに拒否権を行使する結果、平和に対する脅威・破壊、侵略の認定すらできなくなっていった」のである。そのような中で「安保理が拒否権の行使によって、その責任を果たせないときは、代わって総会が集団的措置を勧告できる」として、国連軍に代わり平和維持軍が考え出されたが、それは「あくまで紛争当事者間に成立した停戦合意の履行の監視が目的であり、平和維持軍には自衛のための武器使用しか認められていない」のである。そして、1991年1月の湾岸戦争で多国籍軍方式が誕生し、安保理決議678号によって「国連軍でも平和維持軍でもない多国籍軍は、いかなる武器を使っても、いかなる戦闘を行ってもいいことになったわけで…こうなると、ますます国連の存在意義は薄れてくる。今や機能不全に陥っている」（同上、112、115-6頁）と言わざるを得ないのである¹²⁾。

(IX)

河野氏は直接的には言及しておられないが、氏の第一の疑問点つまり「イラク攻撃の正当性をどこに求めるのか」には、先制攻撃の正当性を問う意味

12) また、日本にとっては国連憲章の敵国条項という問題もある。国連憲章第53条1は「安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。もつとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする」とし、同2は「本条1で用いる敵国という語は、第二次世界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される」とある。つまり「第二次世界大戦のとき、連合側であった国々は、日本やドイツのような当時の敵国に対しては、例外として国連安保理の決議がなくても強制行動ができる」（志方俊之、前掲書、113頁）のである。

も含まれていると思われる。というのは、筆者は『ブッシュの戦争』の紹介文の中で「事件が起きるのを待つつもりがなければ、それ以外の選択肢は先制攻撃しかない」と真剣に考えていたブッシュは、一般教書演説の中で9・11同時多発テロのような「事件が起きるのを待つつもりはない」と先制して行動することをほのめかし、6月には「アメリカにとって深刻な脅威であると考えられる国々に対して先制攻撃を行う」ことを正式に表明し、またウッドワードのインタビューに対して国家安全保障問題担当大統領補佐官のライスは「大量破壊兵器使用の前歴と欲求と意図を有する攻撃的なこの暴君（フセイン大統領・筆者加筆）が、2年ほどで核兵器を保有するというのは、まぎれもなく最悪の恐ろしい事態、とてつもない災厄です。そんな恐ろしい事態が現実になっていいもののでしょうか。…9・11の教訓。脅威には早めに対処せよ」と答えたことを紹介していたからである。

イラク攻撃は「相手の攻撃を受けて始める戦争ではない」「米国が脅威と認定する政権を先制攻撃で倒すアメリカ外交の新しい原則《ブッシュ・ドクトリン》が最初に適応されるケース」で、「武力行使を自衛権の発動のみに限って戦争を違法化し、国連などの国際組織や国際法の積み上げを重んじてきたそれまでの国際社会の歩みを、一気にひっくり返した。世界史の転換点になりかねない戦争である」（三浦俊章『ブッシュのアメリカ』岩波新書、2003年、ii, v頁）といわれ、河野氏もおそらくこのように考えておられると推察されるが、イラク攻撃において米国（厳密にはブッシュ政権）に「アメリカにとって深刻な脅威であると考えられる国々に対して先制攻撃を行う」という思惑があったとしても、前述のように、イラク攻撃は形式的には安保理決議687号と1441号によって正当化（合法化）されるのである。

そのため、ここではイラク攻撃と切り離して先制攻撃戦略（理論）について検討しておこう。筆者は、米国の先制攻撃戦略は旧来の核抑止戦略に代わる「新しい（態様の）戦争」における「新しい抑止戦略」であると考えている。つまり、抑止戦略とは「敵の攻撃に対する報復・反撃力をもつことによって戦争を防止する戦略であり、基本は戦略核戦力であるが、通常戦力も抑止

に寄与する」といわれ、冷戦時代の米国の核抑止戦略はソ連が軍事攻撃を仕掛ければ核兵器を使用して報復・反撃するという威嚇のメッセージをソ連に伝えておくというもので、「抑止の本質は制裁を加えるという威嚇」(岩田修一郎「核抑止理論から見た危機管理—冷戦期と冷戦後の比較—」『公共政策』日本公共政策学会年報, 1999年)である。そして、抑止の理論は敵の理性を前提とし、「抑止という概念は、対立する両国が相互に同じ観念を持ち、同じ思考過程をたどるからこそ成り立つ」(志方俊之, 前掲書, 75頁)ものの¹³⁾、そうではない敵に対しては抑止戦略は通用しないことが冷戦時代にも指摘されていたが、それが現実のものとなったのが9・11同時多発テロであったのである。

したがって、「敵の攻撃に対する報復・反撃力をもつ」だけの抑止戦略が機能しなくなったために、先制攻撃戦略はテロ攻撃という「新しい(態様の)戦争」における「新しい抑止戦略」として位置づけられるものであり、その本質は「先制的に攻撃を加えるという威嚇」にあるが、このメッセージが伝わらない敵に対しては「現実的な先制攻撃」も辞さないというもので¹⁴⁾、それはラムズフェルド米国防長官の「何もしないで受ける被害(テロによる大被害)は、何かをして受ける被害(国際社会で政治的に響きをかうこと)よりも大きい」という言葉に端的に表現されている。

13) この点について藤原帰一氏は、冷戦時代は「各国が軍事的に脅しあうことで均衡を作るのが通常の国際関係だった。力関係に依存しているだけに、どちらが正しいといっても意味はない。米ソ両国の相互抑止も、先手をとれば核戦争で破滅するという恐怖の均衡に基づいた戦略秩序であり、正義やモラルとは無縁だった。…国際関係では、軍事力相互の威嚇によって秩序を支えることはごく普通のことだ」(藤原帰一, 前掲論文, 226-7頁)としている。

14) 先制攻撃戦略について、志方俊之氏は「抑止も効かず、予防外交も通用しない非対象(asymmetric)な攻撃に対して、われわれにとって残された選択肢は先制攻撃(preemptive attack)か、降伏(surrender)しかない。われわれは、まずそのことを忘れてはならない」(志方俊之, 前掲書, 191頁)としている。

(X)

河野氏は、「澤氏はブッシュ大統領の人格を大変高く評価されている。ウッドワードがブッシュを《直感で動く》(この言葉自体はブッシュ本人のもの)と評価しているのに対し、同じくブッシュの言葉を使い、《常に分析し、リスクに基づいた判断を下す》人間とみなされている。具体的には指摘されていないが、《本書を読んで》そういう評価を下されているのである」とし、続けて「一般のブッシュ評価は全く異なっている。大統領になって以後、いや大統領選の最中から、あちこちでその言語能力や知性、学力が問題にされ、《自分の勘を信頼して行動するタイプ》(三浦俊章『ブッシュのアメリカ』岩波新書、2003年)とみなされてきた」という。

おそらく河野氏も、ウッドワードと同じようにブッシュ大統領を「直感で動く」人物と評価しておられると思うが、ウッドワードはブッシュ大統領本人が言ったというだけで、彼が「直感で動く」人物であることを実証・検証しているわけではない。また、氏が引用している三浦俊章『ブッシュのアメリカ』の中の「自分の勘を信頼して行動するタイプ」という指摘も、三浦氏が実証・検証したものではなく、三浦氏が「ブッシュの言動を見ていると、自分の能力や教養の不足をあまり気にしている風はない。それよりは、自分の勘を信頼して行動するタイプだ」(三浦俊章、前掲書、16頁)としているように、三浦氏の「勘」にすぎない。そのため、河野氏がブッシュ大統領を「直感で動く」人物と評価しておられるのであれば、ぜひ、それを実証していただきたいものである。

そして、河野氏は、筆者がブッシュ大統領を「《常に分析し、リスクに基づいた判断を下す》」人間とみなされている。具体的には指摘されていないが、《本書を読んで》そういう評価を下されているのである」との指摘に答えれば、筆者の誤読でなければ、ウッドワードによって『ブッシュの戦争』の中で描かれた9・11同時多発テロ以降の国家安全保障会議でのブッシュ大統領は「直感で動く」人物としては描かれていない。むしろ、ブッシュ大統領本人が「わたしはありとあらゆるリスクを評価しておきたいと考える人間

なんだ…。しかし、大統領は、つねに分析し、リスクに基づいた決断を下し、また戦争の場合は…なにが成し遂げられるかに応じてリスクを負う」「大統領というものは、成功間違いなしの軍事計画を好む」(ボブ・ウッドワード、前掲訳書、455頁)と述べているように描かれている。そのため、「本書を読んで」筆者がブッシュ大統領の人格を大変高く評価しているという河野氏の指摘は正しいとはいえず、また筆者はブッシュ大統領の人格を特段に高く評価しているわけではないし、それを問題にしているわけでもない。

また、河野氏は「一般のブッシュ評価は全く異なっている。大統領になって以後、いや大統領選の最中から、あちこちでその言語能力や知性、学力が問題にされ…」と述べておられるが、果たしてそれが「一般のブッシュ評価」であるのかどうか疑問である。氏は、ブッシュ大統領の言語能力や知性、学力を問題とする指摘(著書や論文等)をいくつか引用しておられるが、寡聞な筆者が知る限りでは、それらはリベラルなジャーナリストや民主党支持派、反ブッシュ陣営のものである¹⁵⁾。河野氏がブッシュ大統領(ブッシュ政権)の外交政策や経済政策を評価・批判するのであれば理解もできるが、三流週刊誌のようなブッシュ大統領の「言語能力や知性、学力」評価・批判はただけでない。

河野氏がこのようなブッシュ大統領の評価・批判を展開しておられるのは「その大統領職の正当性」に疑問を持っておられるからと推察され、氏が「彼は本当に選挙で勝ったのか。開票の最後の段階で、フロリダ州で何が起きたのか」と述べておられるのは今でもブッシュ大統領を第43代大統領と認めておられないからであろうが、現在に至ってのそのような非現実的な認識には大きな問題があり、研究者としての資質が問われかねない。

また、河野氏のブッシュ批判はブッシュ大統領(ブッシュ政権)によるイラク攻撃やフセイン政権の打倒を氏が非難される一つの要因になっていると思われるが、「フセイン政権の体制変更(レジーム・チェンジ)という政策目標はブッシュ政権ではなく、クリントン政権時代にすでに打ち出されていた」(古森義久「朝日新聞流《ネオコン黒幕説》が日本の国際認識を歪めて

いる」『SAPIO』8月20日・9月3日合併号, 111頁) ことを反ブッシュ派の氏はどのようにお考えなのだろうか。

(X I)

「戦争反対のデモはあっても、戦争賛成のデモはない」(志方俊之, 前掲書, 210頁)といわれるように, 米国によるイラク攻撃に反対し, 米国(ブッシュ政権)を批判し, 米国支持を表明した日本政府を批判する著書や論文等が多い。しかし, 残念なことはリベラルとか進歩的と自称する多くの識者が根本的な問題を見落とし, 問題のすり替えを行っていることである。たとえば, 見落としている根本的な問題とは, 9・11同時多発テロ(対米宣戦布告)がそれに続くアフガン戦争やイラク戦争の現実的発端であるという絶対的な事実であり, それがなければ彼らが非難し批判する米国によるアフガン侵攻やイラク攻撃は起きていないということである。

-
- 15) ブッシュ大統領の評価に関するマスコミ報道について, 日高義樹氏は「アメリカの雑誌『アトランティック』は2003年4月号で, ブッシュ大統領がきわめて優れた指導者であり, イラクに対する戦争の勝利はブッシュ大統領の力によるところが大きかったと伝えた。この記事はこれまでアメリカのマスコミが伝えてきたブッシュ大統領の能力に対する評価と大きく食い違っている。しかし私が実際にホワイトハウスの高官や国防総省の人々から聞いたことを総合すると, ブッシュ大統領は『アトランティック』が書いているように, 実務的な能力のある指導者であることは確かなようだ。…ホワイトハウスの重要人物, カール・ローデ大統領最高顧問も私にこう言った。『ブッシュ大統領の決定はきわめてビジネスライクだ。感情に流されることがない。すべての助言を公平に聞いた上で素早く判断する』(これは『ブッシュの戦争』での叙述と符合する…筆者加筆)…これまでマスコミの多くは, 間接的な情報からブッシュ大統領について間違った情報を流しつづけてきた。そのほとんどはアメリカの有力なジャーナリストたちが書いた記事だが, 彼らはこれまでと違ってホワイトハウスに情報源を持っていないのである。…もっとはっきり言えば『ニューヨーク・タイムズ』やワシントンのリベラルなジャーナリストたちは, ブッシュ陣営がワシントンに到着すると同時にホワイトハウスから締め出されてしまったのである。誇りを傷つけられたリベラルで国際的なジャーナリストたちは, あらゆるチャンネルを使ってブッシュ大統領を批判し, 貶めるニュースを世界中にばら撒いた。この悪口が日本やフランス, ドイツのメディアに撒き散らされ, ブッシュ大統領の評判をきずつけたのである」(日高義樹, 前掲書, 189-91頁)と指摘している。

彼らが見落としている（論じていない）もう一つの根本的な問題は、フランス、ロシア、ドイツの問題である。つまり「サダム・フセイン大統領は、仏・露・独などが戦争を回避させるように動くとの《暗黙の支援シグナル》を背中に感じとっていたために、だらだらと小出しに大量破壊兵器に関する査察に答えていた。彼は、仏・露・独などの《暗黙の支援シグナル》を過信して、戦争は土壇場で避け得ると考えた。また米英両国が、安保理の新しい決議を迂回してまでも、武力行使に踏み切ることはないだろうと、高をくくっていた。…戦争が始まったとき、一部のメディアは…武力行使に踏み切った米英両国の《反国際協調性》を声高に非難した。しかしながら、サダム・フセイン大統領に《暗黙の支援シグナル》を発して誤解させ、戦争が始まってからは何の努力もせず、戦争が終わると、国連の名のもとに既得権益の保護をはかる仏・露・独の《狡さ》も非難されるべきである」（同上、62-3頁）ばかりか¹⁶⁾、米英スペインが2003年2月24日に安保理に提出した武力行使を容認する新決議案に仏露独が反対せず、賛成の意向を表明していればイラク戦争は間違いなく回避されたであろうということである。

以上、『ブッシュの戦争』の紹介文に対して河野氏からいただいた疑問に答え、筆者からもコメントをしたが、筆者が十分に説明できていないところもあるため、おそらく氏には一層の反論があるだろう。筆者は氏の反論を大いに期待している。

（脱稿：2003年9月15日）

16) 米誌『ニューズウィーク』（2003年9月8日号）によれば、米軍に拘束されたフセイン政権の側近等の証言により、フセイン元大統領はフランスやドイツが戦争回避に向けた米国の説得に成功すると期待し、仮に米国が攻撃に踏み切ったとしても自身は政権の座を追われることはない、甘い認識を持ち続けていたという（『読売新聞』2003年9月9日朝刊）。